HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北朝鮮経済体制における生産組織と流通構造の変化
Author(s)	朴, 鍾碩
Citation	北大法学論集, 61(4), 472[1]-434[39]
Issue Date	2010-11-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/44548
Type	bulletin (article)
File Information	HLR61-4_006.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

北朝鮮経済体制における生産組織と流通構造の変化

朴　　鍾　碩

目　次

１．はじめに
２．北朝鮮経済体制の分析論
３．生産組織の変化
　３－１．生産組織の社会主義化過程
　３－２．以後の変化
４．流通構造の変化
５．終わりに

１．はじめに

本稿は、北朝鮮経済体制の変化という観点から、その変化の一部でありながら、核心的な部分とも言える生産組織と流通構造の変化を考察するものである[1]。論文の構成は、次のようである。

第一に、北朝鮮経済体制を分析するのに相応しいと思われる分析論を

[1] 本稿は主に、筆者の博士論文「北朝鮮経済体制の変化に関する研究」(2010.06、北海道大学法学研究科）の中で、北朝鮮経済体制の分析論を論じる部分（第１章の１－４）と生産組織と流通構造の変化を論じる部分（第３章の３－２と３－３）から成っている。ただし、独立的にも読めるように再構成した。

提示する（２．北朝鮮経済体制の分析論）。

第二に、生産組織の変化を論じる（３．生産組織の変化）。それを生産組織の社会主義化過程と以後の変化として分けて考察する。

第三に、流通構造の変化を論じる（４．流通構造の変化）。ちなみにこの点との関連で、2009年行われた「貨幣改革」を「補論」として論じる。

第四に、以上の考察で現われる生産組織と流通構造の変化の特徴を整理し、以後の変化の可能性を展望する（５．終わりに）。

２．北朝鮮経済体制の分析論

北朝鮮経済体制の変化を分析するためには、適切な分析の方法論が必要となる。ところが、特定の経済体制のための分析方法論はありえないので、実は、より一般的な経済体制分析論を用意する必要がある。経済体制分析論としてはいろいろな見解がありうるが、本稿では、次のように設定する。

ある経済体制について分析する際、まず、分析の「対象」を確定する必要がある。一応、対象になりうるのは、経済体制の「三つの次元」である。それらは、第一にその「経済体制全体」であり、第二にその経済体制のある「部分」であり、第三にその経済体制のある「現象」である。そして、この三つの次元において、どう分析するかを考えてみる必要がある。

まず、ある経済体制全体を対象とする場合について考えてみることにする。これは、当該の経済体制が全体としてどのような状態にあるか、あるいは、どのように変化するか、というような問題を設定した場合である。この場合、全体的な状態や変化を一気に評価するのは不可能であるので、その状態や変化を表す何らかの「指標」（mark）を設定し、これを評価するのが適切である。本稿では、次のような指標と評価基準を設定する。

第一の指標は、「私的経済活動」の問題である。この指標の設定は、近代的な両大経済体制である資本主義体制と社会主義体制の差を把握する本稿の考え方に基づいている。二つの経済体制の差についてはいろい

ろな見解がありうるが、本稿では、その核心的な差は、「経済活動を誰が組織するか」ということにあると把握する。つまり、資本主義体制では、主に、私人が経済活動を組織するが、社会主義では、主に、国家が組織する、ということである。また、社会主義体制の場合、その体制の範囲の中でも、国家が経済活動を組織する「程度」は異なる。このような観点から、経済体制の変化を把握する第一の指標として「私的経済活動」の問題を設定する[2]。

この指標は、国家の理念と政策、現実経済という領域で現れる。理念の次元では、私的経済活動が望ましいか否か、私的経済活動を清算すべきか、あるいは部分的に活性化させる必要があるか、それとも大幅に認めるべきか、というような観点と態度として現れる。政策の次元では、ある私的経済活動（たとえば､米の私的販売）を認めるか､禁止するか、というような形で現れる。現実経済の次元では、実際にどれほど私的経済活動が行われるか、という形で現れる。

この指標を評価する基準は､次のように設定できる。まず､大きくは、「資本主義的」か「社会主義的」かということで分類できる。「資本主義的」とは、経済活動を「私人が組織する」ということを意味する。そして、典型的な資本主義体制なら、理念の次元では、私人が経済活動を組織する社会を望ましいと見なし、政策の次元では、私人が経済活動を組織できるように幅広く認め、現実経済では、実際に主に私人が経済活動を組織する。「社会主義的」とは、経済活動を「国家が組織する」ということを意味する（逆に言えば、私人は経済活動をあまり組織できないということを意味する）。そして、典型的な社会主義体制なら、理念の次元では、国家が経済活動を組織する社会を望ましいと見なし、政策の次元では私人が経済活動を組織することを禁じ、現実経済では、実際に主に国家が経済活動を組織する。

ところが、社会主義体制の範囲の中でも、この指標の状態でかなりの差がありうる。そして、より細かく分類する必要がある。そして、社会主義体制の「下位類型」を設定することが必要となる。それらは、純粋

[2] この点に対するもっと詳しい議論は、拙稿（2010.09、「社会主義体制変化論に関する一考察」、『北大法学論集』第61巻第３号）を参照されたい。

形、建設期体制、正統的体制、改革的体制、転換的体制である。純粋形は、社会主義思想家、政治家が望ましいと見なす、私的経済活動が清算された社会である。建設期体制は、社会主義理念を持つ政治勢力が権力を握って、現実経済を社会主義化する過程、私的経済活動を清算しようとする過程にある社会である。正統的体制は、建設期を経て、私的経済活動がごく衰退した社会である。改革的体制は、社会主義権力が、私的経済活動を清算しようとした正統的体制が期待した結果をもたらさなかったので、私的経済活動を部分的に活性化させる必要があると判断してその方向へ経済路線を変えた結果、私的経済活動が部分的に活性化する社会である。転換的体制は、改革的体制が持続した結果、私人が組織する私的経済活動が、国家が組織する公的経済活動の持つ主導性を脅かし、体制の転換を迫る社会である。

第二の指標は、「体制の開放」の問題である。どの経済体制であれ、特定の権力が支配する一つの社会であり、他の社会と区別される一つの「単位」である。そして、当該の社会は、他の社会と様々な関係を結ぶ。それで、「体制の開放」の問題は、その経済体制を理解する際、重要な側面の一つである。このような観点から、経済体制の変化を把握する第二の指標として「体制の開放」の問題を設定する。

この指標も、国家の理念と政策、現実経済という領域で現れる。理念の次元では、体制を開放するのが望ましいか否か、体制をできるだけ開放的に運営すべきかそれとも閉鎖的に運営すべきか、というような観点と態度として現れる。政策の次元では、ある点で外部社会との経済的接触（たとえば、米の輸入）を認めるか、禁止するか、というような形で現れる。現実経済の次元では、実際に外部社会との接触がどれほど行われているか、というような形で現れる。

この指標を評価する基準は、次のように設定できる。理念の次元では、「開放主義的」か「閉鎖主義的」かということで評価できる。政策と現実経済の次元では、どれほど「開放的」か「閉鎖的」かという基準で評価できる。

第三の指標は、「経済成長」の問題である。ある社会がどのような経済体制を成していても、その社会の人々にとって一つの重要な側面は、彼らが「どれほど豊かに暮らしているか」ということである。このよう

な観点から、経済体制の変化を把握する第三の指標として、「経済成長」の問題を設定する。

この指標も、国家の理念と政策、現実経済という領域で現れる。理念の次元では、経済成長をどれほど重視するか、というような観点と態度として現れる。政策の次元では、経済成長のためどのような政策を取るか、というような形で現れる。現実経済の次元では、経済成長の「水準と速度」がどうか、というような形で現れる。

この指標を評価する基準は、次のように設定できる。理念の領域では、「原理主義的」か「実用主義的」かという基準で評価できる。つまり、大衆の物質的生活以外のもの（たとえば、信仰生活とか経済の構造とか）を重視し、経済成長を重視しない方は原理主義的であり、経済成長を重視する方は実用主義的である。現実経済の領域では、「水準」と「速度」という基準で評価できる。そして、経済成長の水準の面では、「先進国」、「中進国」、「後進国」のように評価できて、経済成長の速度の面では、速く成長しているとか、停滞しているとか、縮小しているとか、という形で評価できる。

続いて、経済体制のある「部分」を分析する場合について考えてみることにする。どの部分を分析の対象とするかは、研究者の問題関心によるが、それを決める過程で、適切な体制の「分割法」を利用する必要がある。この点で、経済体制の「二つの分割法」を設定することができる。

分割法の一つは、経済体制を「上下関係」として分けることである。この方法を利用すると、まず、大きく、経済体制の三つの「領域」(sphere)を設定できる。つまり、「国家、理念・政策、現実経済」である。また、この三つの領域は、もっと細かく分けることもできる。たとえば、現実経済の領域では、生産手段の所有問題、生産組織の形態、流通構造などを設定できる。

分割法のもう一つは、経済体制を「並列関係」として分けることである。この場合、さらに、いろいろな具体的な分割法を採択できる。たとえば、地域的に分割する方法、産業別に分割する方法など。

対象となる部分が決まると、その部分の状態や変化を表す指標を設定する必要がある。それは、どの部分であるかによって、適切に設定すべきである。たとえば、農業を対象とする場合、農業に対する国家の経済

路線、農業に対する予算の割合、農業分野での生産組織の変化、農業生産量の変化というような指標を設定できる。

そして、各々の指標について適切な評価基準を設定する必要がある。たとえば、農業生産組織の形態を評価する場合、正統的とか改革的とかのように評価できる。

続いて、経済体制のある「現象」を対象とする場合について考えてみることにする。経済体制には、多数の現象が生じる。その中で何を研究対象とするかは、研究者の問題関心による。たとえば、穀物生産量の変化を対象とすることができる。そして、その現象をよく表す指標を設定する必要がある。たとえば、穀物生産総量の変化、農家当たり生産量の変化、一人当たり生産量の変化、単位面積当たり生産量の変化などを設定できる。続いて、その指標を評価する基準を設定する必要がある。たとえば、穀物生産総量が必要量に比べて、余るとか、十分であるとか、不足するとかのように評価できる。

以上のような分析方法論を利用すれば、北朝鮮経済体制を適切に分析できるであろう[3]。そして、このような方法論を利用して、本稿では、北朝鮮経済体制での生産組織と流通構造の変化を分析することにする。

ところが、分析を進める前、北朝鮮の指導部が、元々、どのような「国家運営戦略」を持っていたかを把握しておくと、経済体制の変化を理解するのに役に立つであろう。本稿で考えている北朝鮮の国家運営戦略を図として提示すると、次のようになる。

---

[3] このような観点からみると、社会主義体制と呼ばれる経済体制であっても、それを「社会主義体制論」という単一の観点から把握しようとする方法論は適切ではない、ということが分かる。ある社会が社会主義体制であるとしても、その社会で現れるいろいろな現象を社会主義体制論という観点だけからは十分解明できるわけではないのである。たとえば、ベトナムはコメコン体制に積極的に参加したが、北朝鮮はそれと対照的に加入することを拒んだ。この差は、社会主義体制論からは説明できない。その差は、私的経済活動に対する理念からは理解できなくて、「体制の開放」に対する理念から理解できるのである。（社会主義体制論は、私的経済活動に対する理念、政策、現実経済については説明の論理を提供してくれるが、体制の開放の問題についてはそうではない。）

【＃１】北朝鮮の正統的な国家運営戦略

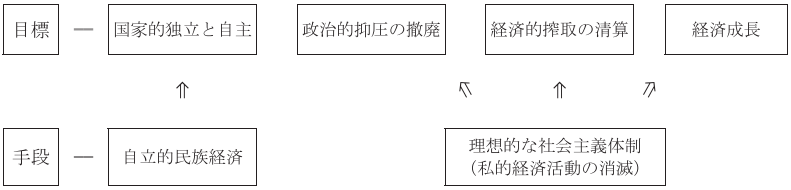

図で現れるように、北朝鮮の指導部は、国家運営の「目標」として四つを設定していたと推論できる。第一の目標は、国家の独立と自主を確保することであり[4]、第二の目標は、政治的抑圧を撤廃することであり、第三の目標は、経済的搾取を清算することであり、第四の目標は、経済成長を遂げることである。

北朝鮮の指導部は、このような目標を達成するための「手段」として二つを設定していたと推論できる。一つは、「自立的民族経済」を樹立することである。そうすることによって、国家的独立と自主が実現できると見なしたのである。もう一つは、私的経済活動が消滅した「理想的な社会主義体制」を樹立することである。そうすることによって、政治的抑圧が撤廃され、経済的搾取が清算され、また、経済が早く成長すると見なしたのである。

このような把握に基づいて、前の三つの指標と関連させると、次のように言える。

第一の指標と関連して、元々、北朝鮮の指導部は、「私的経済活動を清算」しようとした。先ほど述べたように、それが、三つの目標を達成するため必要であると見なしたからである。

第二の指標と関連して、元々、北朝鮮の指導部は、できるだけ開放度を低くさせようとした。先ほど述べたように、それが、国家的独立と自主を確保するため必要であると見なしたからである。

第三の指標と関連して、経済を物量的側面で早く成長させようとし

[4] 独立は植民地にならないことであり、自主は従属しないことである。このような考え方によると、独立していても自主的でない場合がありうる。

た[5]。それが人民生活を向上させる道であると見なしたからである。

３．生産組織の変化

つづいて、北朝鮮で、生産組織においてどのような変化が起きてきたのかを考察することにする。その変化は、大きく二つの段階に分けて理解できる。第一段階は、生産組織を社会主義的に改造する過程である。それは、生産手段に対する私的所有を公的所有に変えて、私的生産組織を公的生産組織に改編する過程である。第二段階は、確立された社会主義的生産組織を修正する過程である。

３－１．生産組織の社会主義化

では、第一段階について考察することにする。その過程は、農業と工業部門に分けて分析する方法が便利であるので、まず、農業分野を見ることにする。

農業分野の社会主義化過程は、二つの小段階に分けられる。最初の段階は、いわゆる「土地改革」の段階である。これは、1946年３月５日、〈北朝鮮土地改革に対する法令〉[6]が公布されたことで始まった。その核心的な内容は次のようである。

１）土地改革の課業は、“日本人の土地所有と朝鮮人地主の土地所有

---

[5] 社会主義理論では、経済の「発展」の問題を二つの側面で分けて捉える。一つは、「構造的」側面である。それは、私的経済活動が活発に行われているか、消滅したか、ということを基準とする。つまり、私的経済活動が経済活動で大きな比重を占める資本主義体制を古い社会、遅れた社会として見なし、私的経済活動を清算しようとする社会主義体制を新しい社会、発展した社会として見なす。もう一つは、「物量的」側面である。それは、文字通り、生産量の問題である。このような観点から、社会主義体制は、構造的側面では、誕生の瞬間から資本主義体制より発展した社会と見なされ、物量的側面で資本主義体制を追い越すと社会主義体制が勝利すると見なされたのである。

[6] 金日成（1946/03/05、「北朝鮮土地改革に対する法令」、『金日成著作集２』、朝鮮労働党出版社、1979）。

および小作制を撤廃することにある”（第１条）と宣言している。これは、以前の社会を「植民地半封建社会」と認識して、土地改革をその制度を撤廃する過程としてみなしていることを示す。

２）このような観点から、日本国家、日本人および日本人団体、附日協力者（「日本帝国主義の統治機関に積極協力した者」）、越南者（「朝鮮が解放される時、自分の地方から逃走した者」）が所有していた土地をすべて没収し、一定の基準を超えて朝鮮人地主が所有していた土地[7]を没収すると規定している（第２条）。

３）没収した土地を処理する方式として、“全て無償で永遠に農民の所有するものへと移行する”（第５条）と規定している。また、北朝鮮の農業制度は、“地主に隷属されていない、農民の個人所有である農民経理に基づく”（第１条）と宣言している。

しかし、日本人、朝鮮人地主から没収した土地を「農民所有へ変える」という宣言は、もうこの時点で、事実ではなかった。これは、第10条で“本法令によって農民に分与された土地は、売買することができなくて、小作させることもできなくて、抵当することもできない”と規定したことで明らかに示される。農民所有なら農民が自ら処分できるはずであるが、事実は、そうではないのである。むしろ、第１条で“土地利用権は耕作する農民にある”と規定したのが、この土地改革の性格をもっとよく表現している。土地改革によって登場した土地制度は、私的所有制の一種である「農民所有制」ではなくて、公的所有制の一種である「割当耕作制」と言うべきものである[8]。

続いて、３月８日、〈土地改革法令に対する施行細則〉が発表されて、土地を没収する方法、実施期間、転売禁止、国有化、地主の強制移住[9]

---

[7] その基準は、次のようである（第３条）。１）一つの農家で５町歩以上持っている朝鮮人地主の所有地、２）自分が耕作しないですべてを小作させる持ち主の土地、３）面積に関わらず継続的に小作させるすべての土地、４）５町歩以上を持っている聖堂、僧院、その他宗教団体の所有地。

[8]「割当耕作制」に対するもっと詳しい議論は、拙稿（2010.05、「北朝鮮農業の変化に対する一考察」、『北大法学論集』、第61巻第１号）を参照されたい。

[9] 土地改革で地主に対する処理には、非常に興味深い面がある。地主が社会的影響力を維持できないように他の郡に強制的に移住させながらも、雇農や貧農

など、土地改革を施行するのに必要な具体的事項が規定された[10]。

このような方針に従い、土地改革は速かに実施され、100万325町歩に至る土地が没収されて、この中で98万1390町歩が72万4522農家に分配された[11]（残り１万8935町歩は国有化された）。戸当たり平均1.35町歩に当たるわけである。

農業分野で生産組織を社会主義的に改造する第２段階は、家族農を「協同農場」として集団化することである[12]。これは、1953年の後半に本格的に始まって、1958年８月に完了した。このようにして、先の土地改革で「農民の永遠な所有」と宣言された農地は、改めて「協同組合の所有」と宣言された。

前段階の土地改革過程で、（実質的には割当耕作農ではあるが）家族農体制を維持しながら自作農を育成しようとするような政策を提示したが、10年も経たないうちに家族農を協同農場へ改編する農業集団化を推進したのである[13]。

次に、工業およびサービス業分野で、生産組織を社会主義的に改造する過程を見ることにする。それは、「規模」を基準にして、二つの小段階で行われた。第１段階では、規模が大きい生産手段、生産組織が国有化された。これは具体的には、1946年８月、〈産業、交通運輸、逓信、銀行などの国有化に対する法令〉[14]が公布されたことによって始まった。

に分配した平均1.3町歩よりさらに多い平均2.5町歩を地主に分配したのである。これは、土地改革に対する抵抗を最小化しようとした措置として解釈される。신재명（シン・ゼミョン、1991、「北朝鮮土地政策の展開過程とその特徴：土地法の変化を中心にして」、『北韓』（1991.10）、北韓研究所、ソウル、136頁）を参照。

[10] 임병연（イム・ビョンヨン、1998、「北朝鮮の土地所有制度に関する研究」、『亜太公法研究』（1998）、亜細亜太平洋公法学会、ソウル、246 ～ 247頁）を参照。

[11] 金日成（1946/04/10）、「土地改革の終決と今後の課業」、『金日成著作集２』、朝鮮労働党出版社、1979。

[12] 農業集団化の過程に対するもっと詳しい議論は、拙稿（2010.05、「北朝鮮農業の変化に対する一考察」、『北大法学論集』、第61巻第１号）を参照されたい。

[13] このような経過を振り返ってみると、農民に農地を分配するという土地改革は、農業を社会主義化する過程で行われた「臨時的措置」に過ぎなかったということが分かる。

[14] 金日成（1946/08/10）、「産業、交通運輸、逓信、銀行などの国有化に対する

ここでは、“日本国家と日本法人および私人の所有または朝鮮の民族反逆者の所有になっているすべての企業所、鉱山、発電所、鉄道運輸、逓信、銀行、商業および文化機関などをすべて無償で没収してこれを朝鮮人民の所有に、すなわち、国有化する。本法令は、発布した日から効力を持つ”と宣言して、工業およびサービス業部門で、規模が大きい生産手段、生産組織を直ちに国有化する方針を明らかにしている。

続いて、工業およびサービス業部門で生産組織を社会主義的に改造する第２段階として、規模が小さい生産手段、生産組織を国有化した。これは、さらに、二つの段階に細分して実行された。一つ目の段階では、農業での場合と似た形で協同化を推進した。二つ目の段階では国有化を推進した。

このような一連の過程を経て、生産手段の所有を私的所有から公的所有に変えて、生産組織を私的生産組織から公的生産組織に変える過程が、10年余りのごく短い期間（1945.8 ～ 1958.8）に基本的に完了した。次の図表は、このような進行過程を簡潔に示している。

【# ２】北朝鮮の生産組織の類型の変化

		1949	1953	1956	1957	1958.6	1958.10
工業	公有	90.7	95.1	98.3	98.7	100.0	
	私有	9.3	3.9	1.7	1.3		
農業	公有	3.2	32.0	80.9	95.5	98.6	100.0
	私有	96.8	68.0	19.1	4.5	1.4	
商業	公有	56.5	67.5	84.6	87.9	100.0	
	私有	43.5	32.5	15.4	12.1		

※出典：『統一朝鮮年鑑』（東京、統一朝鮮新聞社、1967・1968、830頁）

このように形成された生産手段の所有、生産組織の類型の全般的状況が、1972年に改定された〈朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法〉でよく表現されている[15]。

法令」、『金日成著作集２』、朝鮮労働党出版社、1979。

[15] 参考までに北朝鮮の憲法史を簡単に整理することにする。1948年４月28日に北朝鮮人民会議で〈朝鮮民主主義人民共和国憲法（草案）〉が採択され、1948

1）国有に関連して、“国家所有は、全体人民の所有であり、その対象には制限がない”（第19条）と規定して、生産手段の所有および生産組織の類型で国家所有、国営企業の重要性を強調している。

2）協同組合に関連して、“協同団体の所有は、協同経理に入っている勤労者の集団的所有である”（第20条）と規定して、協同組合が実質的には国家の計画や指示に従って動く生産組織にもかかわらず、自律的な生産組織であるかのように敍述している[16]。

また、協同組合の将来に関連して、“協同団体に加入している全体構成員の自願的意思によって、協同団体所有を徐々に全人民的所有に転換させる”（第21条）と規定して、相対的に統制が弱い協同組合を、統制がさらに厳格な国営企業に改造する予定であるということを明らかにしている。

3）私的所有に関連して、“個人所有は勤労者の個人的消費のための所有である”（第22条）と規定して、私的所有は、個人消費品に制限されることを明らかにしている。これは、言い換えれば、生産手段、生産

年９月８日に最高人民会議で〈朝鮮民主主義人民共和国憲法〉が採択された。この二つは、人民民主主義を理論的基礎としているので、「人民民主主義憲法」と呼ばれる。1972年12月27日に最高人民会議で〈朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法〉が採択された。これは「社会主義憲法」または「主体の社会主義憲法」と呼ばれる。1992年４月９日に最高人民会議で改定憲法が採択された。これは「我々式社会主義憲法」と呼ばれる。1998年９月５日に最高人民会議で改定憲法が採択された。これは「金日成憲法」と呼ばれる。장명봉（ジャン・メンボン、1998、「1998年北朝鮮憲法改定の背景・内容・評価」、『北韓法研究』（1998）、北韓法研究会、ソウル、７～８頁）を参照。

[16] ただ、北朝鮮で、国家所有と協同所有が実質的には同じ性格であるということが認識されていないわけではない。たとえば、“全人民的所有と協同的所有は、社会化の水準で差を持つだけで、私的所有の廃絶に基礎して発生した社会的所有として、同じ類型の所有に属する”［전인민적 소유와 협동적 소유는 사회화 수준에서 차이를 가질 뿐 , 사적 소유의 폐절에 기초하여 발생한 사회적 소유로서 동일한 유형의 소유에 속한다］（『朝鮮大百科事典13』、平壌、百科事典出版社、88頁）と確かに表現されている。これを考慮すれば、「国家所有 - 協同所有 - 個人所有」という「３分法」を設定したことは、自分の認識を間違って表現しているということになる。

組織に対しては私的所有を許容しない、ということを意味する[17]。

３－２．以後の変化

このように北朝鮮は、比較的に短い期間で生産手段に対する私的所有を公的所有に変えて、私的生産組織を公的生産組織に改編した。以後、このような経済体制の構造的側面は、大きな変化なしに持続してきた。生産手段に対する私的所有は消滅に近くて、私的生産組織の存在も同様であった。そうするうちに1990年代初盤に社会主義圏が崩壊、解体すると、生存を模索する過程で、経済体制の構造的側面で一定の変化が現われるようになる。

第一に、以前には否定していた「土地賃貸制度」を、制限的な方式ではあるものの、取り入れたことである。これは、1991年、〈羅津先鋒自由経済貿易地帯〉を設定する過程で初めて導入されて、1993年10月27日、第９期最高人民会議常設会議で〈土地賃貸法〉[18]が採択されたことによって「一般化」された。この法の主要内容は、以下の通りである。

１）この法を制定した目的は、“外国投資家と外国投資企業に必要な土地を賃貸し、賃借した土地を利用するための秩序を立てる”ことにある（第１条）と規定している。

２）土地賃貸事業を統一的に管理する主体は「国土管理機関」であり、（羅津先鋒）自由経済貿易地帯では「地帯当局」であると規定して（第４条）、責任単位を明確に設定している。

３）土地を賃借できる経済主体は、主に「外部人」（外国人および海外同胞）として設定しているが（第１条、第２条）、国内団体も、場合によっては、土地利用権を持つことができると規定している。“合営、

---

[17] 公的所有か私的所有かという問題は、生産手段、生産組織に関連してこそ意味のある区分である。どの方式で生産されたとしても、分配が行われた個人的消費品に対して所有関係を論じるのは意味がない。それは、特性上、私的所有物であるからである。どのような社会体制でも分配が行われた個人的消費品は、おおよそ、家族単位で処分できる。家族を超える次元で介入することは、戦争のような特殊な状況ではない限り、想定しにくい。

[18] 法律の全文は；http://www.unikorea.go.kr/［통일부］。

合作企業に土地を出資しようとする我が国の機関、企業所、団体は、国土管理機関の承認を受けて、土地利用権を持つことができる”としている。これは、外部投資家としては、企業活動過程で土地賃借料を支払わなくても良いので、負担が減るようになり、国内団体としては、不足な投資能力を土地賃借料として補える方式である。

４）賃貸借の方法は、「交渉」を基本とし、自由経済貿易地帯では「入札と競売」によってもできると規定している（第９条、第11条、第12条、第13条）。これは、土地賃貸借制度を施行する初期段階であるので、経済的側面以外に政治的側面をも考慮する意図があることを意味する。入札と競売では主に経済的側面で賃借者が決められるが、交渉では必ずしもそうとは言えないからである。

５）土地を賃借できる期間は50年を上限とし、契約当事者が具体的に決めると規定して（第６条）、安定的な企業活動が可能であると強調している。

６）土地利用権は、賃借者の財産権となり（第７条）、譲渡、抵当することもできる、と規定して（第15条～第27条）、賃借者の権利を確かに保護するとの態度を示す。

このように〈土地賃貸法〉は、1991年羅津先鋒地域に〈自由経済貿易地帯〉という名称で経済特区を設置したことで初めて登場した土地賃貸制度を一般化する内容であり、経済特区を拡大する構想を表す。

第二に、農業およびサービス業部門で私的生産活動と自律的領域が少しずつ拡大しているということである。農業分野では、二つの現象を指摘することができる。一つは、自耕地（公式的なものと非公式的なもの）が拡がる現象である。農民は、その土地を処分することはできないが、生産物を市場などに処分することができるという点で、事実上、私的経済活動である。

農業分野でのもう一つの現象は、公的生産組織である協同農場で自律的な領域が少しずつ広がっているということである。以前に比べて生産過程、生産物処分において自律性が高くなっているのである。具体的には、「分組」の規模が小さくなりながら、生産、処分過程で農民の自律性が高まる傾向にある。

サービス業の部門では、私的生産組織が一部生じていると知られてい

る。たとえば、麺などを作って売る小規模の飲食店が生じているという。また、国家が個人に小規模の商店を、事実上、賃貸する現象が現われている。

このような現象から、農業およびサービス業の分野において明らかに私的生産組織が復活したとはまだ言い難いが、私的生産活動が徐々に拡がっていて、私的生産組織が復活する可能性が高まっているとは言える。

第三に、国有企業の活動で自律性を高める措置が漸次現われている。このような傾向は、以前にもわずかにあったが[19]、2002年の７・１措置以後は、かなり明らかになっている。北朝鮮において、個別企業は長い間、国家が提供した原資材を利用して、国家が指定した品目を、概ね、指定した数量より少し多く生産して、国家の指示どおり処分してきた。このような企業活動に一定の変化が現われている。

１）国家が企業の実績を評価する基準において変化が現われている。以前は国家が個別企業を評価する基準として主に「生産量」が使われていたが、それを「収益性指標」（「得られた収入」）に変えた。これは、価格、費用、収益性など経済効率性を表す指標を重視するようになって、独立採算制を以前より厳密に実施する意味を持っている。

しかし、このような措置が持つ「制限性」も同時に認識する必要がある[20]。収益性を基準にして独立採算制を適用し、個別企業単位で実績を

---

[19] 代表的なのは、「8・3人民消費品生産運動」である。これは、（中央政府または地方政府が管轄する）国有企業で国家が統制しない領域が一部できた、ということを示している。

[20] 北朝鮮が早い時期から独立採算制を強調したということを思い出す必要がある。たとえば、金日成（1946/12/03、「国営企業を計画的に管理運営するために」、『金日成著作集２』）は、こう言っている。“国営企業の計画的管理・運営で基本になることは、独立採算制を正しく実施することです。我々は生産が先次的であると言って、採算性をつまらないと思ってはいけないのです。（中略）ですので、労働生産効率を高め、原料、資材を節約して、生産物の原価を系統的に低めることで、国営企業所ごとに収益性を高めて、もっと多い国家蓄積を保障するようにしなければならないのです”［국영기업의 계획적 관리운영에서 기본으로 되는 것은 독립채산제를 옳게 실시하는 것입니다。 우리는 생산이 선차적이라고 하여 채산을 대수롭지 않게 여겨서는 안 됩니다。（중략）그러므로 로동생산능률을 높이고 원료，자재를 절약하며 생산물의 원가를 계통적으

評価するとしても、国家が原資材の価格や生産物の価格を決める状況では、企業にとっての収益とは、自分では変えようのない与えられた状況で自力に得た結果として認識されず、自分が要請して変えることもできる国家の政策的結果と認識されるからである。国有企業が購入する物品（原資材）であれ、販売する物品（生産物）であれ、価格を決めるのは国家である。そして、事実上、収益性を決める核心的要因は国定価格である。よって、収益性が悪いとしても、自らの生産活動の効率性に問題があるとはみなさずに、国家の価格設定に問題があるからだとみなし、効率性を高めようとするのではなくて、価格調整を要請するか補助金を要請するようになる[21]。そして、計算方式の変化自体では、企業の効率性を改善しにくいのである。

２）生産過程で自律性が少しずつ高くなっている。まず、以前は生産計画を生産品目、規格、生産量など、細かい事項に至るまで国家がすべて指示していたが、これを緩和している。すなわち、軍需産業など戦略的な重要性を持つ部門および企業所では以前と同じ方式で統制するが、そうではない部門および企業所では、総量指標を金額基準として与えて、具体的な生産計画は自ら立てるようにしている[22]。

次に、以前は国家が提供する原資材だけを利用して生産するようになっていたが、一定の範囲で自ら原資材を調達できるようになった[23]。

로 낮춤으로써 매개 국영기업소마다 수익성을 높여 더 많은 국가축적을 보장하도록 하여야 할 것입니다]。

[21] この場合、価格調整は、他のあらゆる物品が絡んでいるので、取りにくい対応策である。そして国家は、通常、補助金を支給する方式をもってこれを解決するようになる。

[22] これに関連して、北朝鮮貿易省次官であるキム・ヨンスル（김용술）は、こう言っている。“計画化において国家計画委員会では、戦略的物資とその他の重要な物資に対する生産指標のみを与えて、このような物資生産を担当しない工場、企業所には金額上の指標だけを与えるようになった”［계획화에 있어서 국가계획위원회에서는 전략적 물자와 기타 중요한 물자에 대한 생산지표만을 주고 이 물자 생산을 맡지 않은 공장，기업소들에는 금액상의 지표만 주게 되었다]。『朝鮮新報』（2004/12/11）。

[23] これは、二つの側面を持っている。一つは、個別企業が国家統制を受けずに、（多分、あまり重要ではない）一部の原資材を調達し、生産して、それを販売

これは「社会主義物資交流市場」[24]を許容したことで示される[25]。

3）生産物処分で自律性が少しずつ高くなっている。以前は、国有企業は生産物を国定価格で他の企業や国営商店などに納品したが、これを一部緩和する現象が現われている。一部の生産物を企業自ら設定した価格で総合市場などで販売できるようになったのである[26]。

4）収益処分で自律性が少しずつ高くなっている。以前は、ある企業で収益が出ると、すべて国庫に帰属された。しかし、このような方式で収益を処理すれば、個別企業で活動する管理者や労働者が敢えて収益を高めるために努力する必要を感じないと判明した。よってこれを改善す

して利益を得られるように許容するという「自律性を高める」側面である。もう一つは、国家が円滑に原資材を供給できないので、「いい加減にしなさい」ということで、国家の調達能力が弱くなったことを表す側面である。後者は、北朝鮮貿易省次官であるキム・ヨンスル（김용술）の次のような発言で窺える。“生産と設備補修に必要な物資が要求される時、国に助けを求めることなく、企業が自力で保障するようになった。そして、企業の管理者、労働者が生産の主人として責任と役目を果たしている”［생산과 설비보수에 필요한 물자가 요구될 때 , 나라에 손을 내밀지 않고 기업이 자체로 보장하게 되었다。하여 매 기업일군 , 로동자들이 생산의 주인으로서 책임과 역할을 다하고 있다］。『朝鮮新報』(2004/12/11)。

[24] 国有企業が物資をお互いに合意した価格で売買できるように、許容する取引である。

[25] これは、すでに現われていた現象を事後的に合法化したと見える。社会主義諸国で、国家が厳格に統制する方式で物資調達、生産物納品を進行すれば、計画樹立および施行がなだらかに作動しないことなどにより、企業所ごとに、物品の過不足が生じた。このような状況で、多数の企業所は、自然発生的な対応として、国家の指示を待たず、お互いに物品を交換する現象が現われた。ソ連ではこのような仕事を担当する職員［トルカチ］を企業内部的に指定していたという。北朝鮮でも似た現象が以前からあったと推定される。

[26] “国営企業所、協同団体が市場活動に参加するようになった。以前の時期は個別的住民だけが登録して、市場で品物を売った。今、統一通り市場にある販売売台の約５％は、工場、企業所に割り当てられている”［국영기업소 , 협동단체가 시장활동에 참여하게 되었다。지난 시기는 개별적 주민들만이 등록되어 시장에서 물건을 팔았다。지금 통일거리시장에 있는 판매 매대의 약 5％는 공장 , 기업소의 몫으로 할당되고 있다］（『朝鮮新報』、2003/12/22)。

るため、収益の一部を企業に残して、これを企業自ら使えるようにする方式に変えた[27]。

このような変化は、計画の「一元化」および「詳細化」と表現されている厳格な計画経済が、元々の構想ほどうまく作動しなかったという認識を反映していると言える[28]。そして、一定の範囲で企業の「裁量権、自律性」を高めようとしているのである。

このように国有企業の活動で自律性を高めることは、国家が統制しない領域が拡がるということを意味する。これは、事実上、「公的生産組織の中での私的経済活動」として把握できる。

以上の点で、このような変化は、微弱ではあるが、私的経済活動を部分的に活性化する改革的流れとして見ることができる。

4．流通構造の変化

正統的な社会主義理念では、私的経済活動が消えた社会を理想と設定する。そして、この社会では私的流通網が消える。このような理念を追求して社会主義体制が成立すれば（建設期体制）、急速に「私的流通網」は弱化して、「国営流通網」が拡大する。しかし、私的流通網を一挙に清算することは、現実的に不可能である。そして、社会主義経済体制で

---

[27] これに関連して、北朝鮮貿易省次官キム・ヨンスル（김용술）は、こう言っている。“以前は、企業がもうかったお金をどこにどう使わなければならないという詳細な項目があったが、今は国家納付金を除いた残りのお金は、企業が自分の決心で使えるようになった”［이전에는 기업이 번 돈을 어디에 어떻게 써야 한다는 세부항목이 있었지만，지금은 국가납부금을 제외한 나머지 돈은 기업이 자기 결심으로 쓸 수 있게 되었다］。『朝鮮新報』（2004/12/11）。

[28] このような認識の変化は、次のような言及で窺える。“以前は、国家が地方、工場、企業所ごとに計画を立てると、ないものをあるものとみなして現実性のない計画を立てたことで経済発展に混乱を起こす現象が現われた”［그 전에는 국가가 지방，공장，기업소마다에 계획을 세우니，없는 것을 있는 것으로 보고 현실성이 없는 계획을 세워서 경제발전에 혼란을 주는 양상들이 나타났다］（2002/09/02、キム・ヨンスルの発言、「北韓経済政策説明」、『KDI 北韓経済レビュー』、2002年10月号）。

は、一般的に流通構造が「二元化」する。国営流通網と私的流通網が並立するのである。この二つの流通網では、一般的に相異なる価格体系、「価格の二重体系」が成立する。同じ物品でも二つの流通網で異なる価格で「取引」されるのである[29]。

ところで、よく、ある程度の時間が経ると、国営流通網で物品の供給が円滑に行われなくなって、私的流通網が徐々に活性化する。そして、国家が社会主義体制の経済的成果が悪い状況を分析する過程で、私的経済活動をあまりにも抑圧したことが一つの原因であると認識した場合、私的経済活動を部分的に活性化しようとする経済路線を採択する場合がある。そうすると、私的経済活動、私的流通網がさらに活性化するようになる。

では、北朝鮮では流通構造がどう変化して来たのか。北朝鮮は「生産関係の社会主義的改造」を掲げて、早い時期に私的生産組織を公的生産組織に変えて、私的流通網を国営流通網へと改編した。流通分野において私的流通網の清算を志向点として設定して、漸次的に私的流通網を縮小しようとする政策を実施してきたのである[30]。そして、私的流通網は弱化して、公的流通網が大きな比重を占めるようになった[31]。

---

[29] 厳密に言えば、国営流通網で行われる「取引」は正常な「売買」ではない。供給者である国家と消費者である住民の間で正常な価格で取引が行われないからである。たとえば、生活必需品は正常な価格よりずっと低い価格に供給される。つまりそれは国家が消費者に「特恵」を施すことにあたる。そしてこれは、（物品をただで供給する）「配給制」に近い。もちろん、国家が消費者に特恵を施すためには、国家が生産者からは無料に近い価格で物品を強制的に「収買」する過程が先になければならない。

[30] 金日成（1969/03/01）は、このように言っている。“国家的に人民が要求するすべての品物を十分に生産供給できる程度に生産力が発展して、協同的所有が全人民的所有になる時にこそ、農民市場と闇取引は消えて、商業は完全に供給制へ移ることができるでしょう”［국가적으로 인민들이 요구하는 모든 물건을 넉넉히 생산공급할 수 있을 정도로 생산력이 발전하고, 협동적 소유가 전인민적 소유로 될 때에만 농민시장과 암거래는 없어지고 상업은 완전히 공급제로 넘어갈 수 있을 것입니다］。

[31] 北朝鮮では、国家統制、特に中央政府の統制が強い、という特徴がある。その一つの指標として、1964年に１万種類の品目を中央で統制したということが挙げられる。中央計画が盛んであった時期に、ソ連で２千種類、中国で８百

しかし、「農民市場」と呼ばれる私的流通網は完全に消えたのではなくて、様々な統制を受けながらも一定の水準で存続するようになる。そして、1980年代後半以後、経済が沈滞状態に陥いると徐々に活性化して、1990年代以後、社会主義圏の崩壊、解体による経済難の状況でもっと活性化するようになった。

このような状況で、2002年７月１日、「生活費および全般価格の調整措置」[32]が発表された［以後、通常、「７・１措置」と呼ばれる］。この措置の内容を見ることにする。

まず、国営流通網を通して供給するいろいろな物品の国定価格を全般的に大きく上げた。北朝鮮は、長い間、生活必需品の価格を低い水準に統制してきた[33]。しかし、低価格政策はいろいろな社会的副作用を生ん

種類の品目を中央政府が統制したことに比べてみれば、北朝鮮でいくら強い中央統制政策を実施していたかが分かる。Prybyla（1995、「Current Status And Future Prospects of Socialism And Socialist Countries」、8 ～ 9頁）を参照。

[32] ここで言う「生活費」とは「賃金」を指す。北朝鮮では、労働者が受け取る給料を「生活費」と呼ぶのである。「賃金」という用語は、資本家が労働者を搾取することを含蓄すると見なして、1978年４月18日、〈社会主義労働法〉を制定した時、賃金の代わりに「生活費」または「労働報酬」という用語を使うようになった。（곽정갑［グァク・ゾンガブ］、「消費品需要の発生と増大に作用する主要要因」、『経済研究』（1996年第1号）、平壌、31 ～ 35頁）。また、『経済辞典（２）』（1985、平壌）では、「生活費」の項目で次のように解説している。“社会主義社会での生活費は、資本主義社会での賃金と本質的に異なる。資本主義社会で賃金は、労働力という商品の価格で、それはいつも労働力の価値以下に低くなって、勤労者からもっと多い剰余価値を搾取するための手段になる。しかし、勤労者が国家主権と生産手段の主人になっている社会主義社会では、労働力が商品にならない。したがって、生活費は労働力の価格ではない”［사회주의사회에서의 생활비는 자본주의사회에서의 임금과 본질적으로 다르다. 자본주의사회에서 임금은 로동력이라는 상품의 가격이며 그것은 언제나 로동력의 가치　이하로 낮아지며 근로자들로부터 더 많은 잉여가치를 착취하기 위한 수단으로 된다. 그러나 근로자들이 국가주권과 생산수단의 주인으로 되여 있는 사회주의사회에서는 로동력이 상품으로 되지 않으며，따라서 생활비는 로동력의 가격이 아니다］。

[33] これは、必要な場合には商品の価値と価格を「能動的に背離させる」という論理によって裏付けられた。“労働階級の党と国家は、商品の価値と価格を

で[34]、それを解決しようと様々な対策が提示されてきた。住民が集団主義精神を持つように宣伝活動を強化するとか、行政的、司法的方法で処罰するなど。しかし、このような対策をもっても、生活必需品の低価政策という状況では、様々な脱法的方式で経済的利益を追求する住民を統制することができなかった。このような状況認識の下で国定価格を正常価格に「接近」させる経済的方法をもって問題を解決しようとするようになった。７・１措置前後の価格の変化を例示すれば､次のようになる。

【# ３】〈７・１措置〉前後の価格変化（単位：北朝鮮ウォン）

			以前価格(A)	以後価格(B)	変化(B/A､倍)
農産物	米	1 kg	0.08	44	550
	トウモロコシ	1 kg	0.06	24	400
	豆	1 kg	0.08	40	500
	小麦粉	1 kg	0.06	20	333
肉魚類	豚肉	1 kg	17.00	170	10
	鶏肉	1 kg	18.00	180	10
	ニシン	1 kg	10.00	100	10
	メンタイ	1 匹	0.10	2	20

能動的に背離させながら、大衆消費品の値段を低く決めなければなりません。たとえば、米、布地、履物、蚊帳、糸、マッチ、学用品のような人民の物質・文化生活になくてはならない品物は、安く売らなければなりません”［노동계급의 당과 국가는 상품의 가치와 가격을 능동적으로 배리시키면서 대중소비품의 값을 낮추 정하여야 합니다。 말하자면 , 쌀 , 천 , 신발 , 모기장 , 바느질실 , 성냥 , 학용품과 같은 인민들의 물질문화생활에 없어서는 안 될 물건들은 눅게 팔아야 합니다］金日成（1969/03/01、「社会主義経済のいくつの理論問題に対して」、『金日成著作集（第23冊）』）。

[34] 生活必需品などで低価政策が実施される場合、あらゆる経済主体は、社会主義国家が期待する方式どおりに行動しないということが分かった。たとえば、協同農場で穀物を生産すれば、農場員には必要最小量だけが配分されて、残りは低い国定価格で国家に強制的に売らなければならない。そのような状況で、農民はどう行動するのだろうか。生産物を引き抜くことができないと予測する状況なら、農民は必要最小量を超える生産に消極的になる。生産物を引き抜くことができると判断すれば、農民は熱心に生産して最大限引き抜こうとする。このような方式で、国営流通網へ入って来る生産物が少なくなって、一応入って来た生産物も脱法的に国営流通網から引き抜かれる現象が広く現われる。

調味料	味噌	1 kg	0.20	17	85
	醤油	1 kg	0.20	16	80
	豆油	1 kg	4.00	180	45
	調味料	1 kg	5.00	300	60
	砂糖	1 瓶	2.00	100	50
	トウガラシ粉	1 kg	1.50	100	66
嗜好品	焼酎	1 ℓ	0.50	43	86
	ビール	1 瓶	0.50	50	100
	タバコ	1 箱	0.35	2	6
日用品	洗顔セッケン	1 個	3.00	20	7
	洗濯セッケン	1 個	0.40	15	38
	ハミガキ	1 個	1.50	15	10
衣類	冬下着	1 着	25	2000	80
	男子洋服	1 着	90	6750	75
	運動靴	1 足	3.50	180	51
燃料	石炭	1 トン	34	1500	44
	電力	1 kW h	0.035	2.1	60
	ディーゼル油	1 ℓ	40	2800	40
	ガソリン	1 ℓ	40	2800	70
公共料金	市内バース	1 回	0.10	2	20
	地下鉄	1 区間	0.10	2	20
	電車	1 回	0.10	1	10
	汽車	平壌～清津	17	590	36
	遊園地入場料	1 回	3	50	17
	家賃	60㎡	5 ～ 10	78	10
	暖房費	60㎡		175	
その他	テレビ	1 台	350	6000	17
	化粧品	1 個	10	750	75
	眼鏡	1 個	20	600	30
	ペニシリン	1 個	0.40	20	50
	朝鮮文学(雑誌)	1 冊	1.20	35	29

※出典：박석삼（パク・ソクサン、2002)、남성욱（ナム・ソンウク、2003：108 ～ 109頁)、양문수（ヤン・ムンス、2003）などを利用して再構成。

図表に現われるように、国定価格が、名目上、全般的におびただしく上がった。まず、一般消費品を見れば、米 1 kgが0.08₩［ウォン］から44₩へ、小麦粉 1 kgが0.06₩から20₩へ、豚肉 1 kgが17₩から170₩へ、鶏肉 1 kgが18₩ から180₩へ上がった。おおよそ、各々、550倍、333倍、10倍、10倍へ上がったことになる。この変化は、国定価格を農民市場価

格へ接近させたことになる[35]。

次に、公共サービス料金も正常価格に近付いていると言える。大衆交通［バース、電車］料金が0.1₩から２₩へ、電気料金が１kWhに0.035₩から2.1₩へ上がった。おおよそ、各々、20倍、60倍へ上がったことになる。

ところが、このように物価を大きく上げれば、賃金をも上げざるを得なくなる。賃金の変化を例示すれば、次のようになる。

【# ４】〈７・１措置〉前後の賃金の変化

部　　門		月給（北朝鮮 ₩）		引き上げ程度（B/A、倍）
		引き上げ前（A）	引き上げ後（B）	
党・政府機関	党部長・政務院長官	300 ～ 350	4000 ～ 4500	13
	政務院次官	250 ～ 300	3500 ～ 4000	14
	道人民委員会副委員長 郡人民委員会副委員長	170 ～ 200	2800 ～ 3000	16
	党指導員	150 ～ 200	2500 ～ 3000	15
	中間管理者	120	2400	12
工場・企業所	特級企所支配人	250 ～ 300	3500 ～ 4000	14
	１～２級企所支配人	150 ～ 200	2500 ～ 3000	15
	事務員	140	1200	9
	金剛山観光総会社総支配人	300	4500	15
	金剛山観光総会社職員	150	2500	17
	貿易会社課長	150	3000	20
	一般生産職労働者	110	2000	18
	炭鉱労働者	300	6000	20
教員	大学教授	270	4000	15
	大学講師	200 ～ 250	3500	16
	一般教員	80	2400	30
	幼稚園保母	135	2400	15

[35] 農民市場の価格は変動性が高くて、厳密な調査が難しいので正確な比較は期待できないが、いろいろな資料から新しい国定価格が農民市場価格と似ているということが分かる。たとえば、박석삼（パク・ソクサム、2002.08.21）では、2001年末の農民市場価格が、米（1kg）は49₩、トウモロコシ（1kg）は33.6₩と現われている。7・1措置で国定価格が、米（1kg）は44₩、トウモロコシ（1kg）は24₩になっているから、国定価格が農民市場価格に近付いたと評価することができる。

医師	平壌産院（10年経歴）	120 ～ 250	2500 ～ 3000	12
サービス部門	旅館、理髪所、食堂	20 ～ 60	1000 ～ 1500	25
	普通江ホテル両替屋（10年経歴）	120	2500	21
	ホテル案内人（10年経歴）	100	2000	20
芸能人	人民俳優	200	4000	20
	功勲俳優	500	6000	12
軍人	少将	247	6670	27
	大佐	219	5830	27
	上佐	197	5270	27
	中佐	185	4610	25
	少佐	163	4130	25
	大尉	149	3780	27
	中尉	107	3240	30
	少尉	95	2970	31

※出典：남성욱［ナム・ソンウク］（2003、115頁）⇐「労働者生活費標準表」（北朝鮮の内部資料）とナムによる2002年11月北朝鮮現地調査、2003年6月脱北者面接調査。

以前、おおよそ、100 ～ 300₩であった賃金は2000 ～ 6000₩へ上がり、これは北朝鮮側の説明によれば、平均18倍程度に上げたのであるという[36]。

このように７・１措置で、名目上、物価、賃金がおびただしく上がった。これは全般的に平均20倍程度であると言える。では、７・１措置に対して、いくつかの側面で考えてみることにする。

第一に、このように北朝鮮政府が物価、賃金を大きく上げた「意図」は何かということである。北朝鮮政府は、元々、漸進的な方式で私的流通網を無くそうとする目標を持っていたが、現実ではむしろ私的流通網が活性化する現象が現われた。すると、このような現象が現われる原因は、国営流通網で物品価格が低く設定されたからであるとみなして、国

[36] “すべての商品の価格を改定したのに合わせて、生活費を全般的に平均18倍程度に引き上げた。一つの家庭で、平均２人程度働くと見て、労働者、事務員一人の一月生活費の基準を2,000₩ 位に決めた”［모든 상품의 가격을 개정한 데 맞게 생활비를 전반적으로 평균 18배 정도 인상하였다。한 가정에서 평균 ２명 정도 일하는 것으로 보고 노동자 , 사무원 한 사람의 한 달 생활비 기준을 2,000원 정도로 정했다］。「７・１措置解説資料」（2002：42頁）。

営流通網の物品価格を私的流通網に接近させることで私的流通網を弱化させようとしたのである[37]。

第二に、７・１措置がどのような「経済的意味」を持つかということである。それは、次のように考えられる。

１）「物価の二重体系」が「緩和」された。北朝鮮では、国営流通網で設定された価格と私的流通網で成立する価格は、名目上、おびただしい差を持っていた。このような状況で国定価格を市場価格に接近させることで、二重体系を緩和したのである。

ところが、これを、「価格を現実化して物価の二重体系を清算した」と評価する場合があるが[38]、これは度が過ぎている。国定価格は、原理的に、ある時点で市場価格へ一致させても、それは「一時的」である。市場価格は、需要と供給を反映して絶えず変わるため、国定価格は、これに追い付くことができない[39]。それは、既に現実で示されている[40]よっ

---

[37] 박형중（パク・ヘンジュン、2002：84頁）は、こう指摘している。“７・１措置は、国家部門と二次経済が共存する二重経済体制という新しい条件下で、国家部門と二次経済の間に存在する物価および労賃の格差を解消することにより、「市場」部門を吸収して国家部門の正常化を図ったものであると判断できる”［7·1조치는 국가부문과 이차경제가 공존하는 이중경제체제라는 새로운 현실과 조건에서 국가부문과 이차경제 간에 존재하는 물가 및 노임 격차를 해소함으로써,「시장」부문을 흡수하여 국가부문의 정상화를 도모한 것으로 판단할 수 있을 것이다］。

[38] たとえば、이정철（イ・ゾンチョル、2002、「北朝鮮の市場清算プログラムと点開放政策」、『進歩評論』14号［2002年冬］、147 ～ 148頁）は、こう言っている。“価値と価格の背離はこれ以上許容されないという点で、価値法則が社会主義基本経済法則に服従する消極的な関係だけに残っていなくなった”［이제 가치와 가격의 배리는 더 이상 허용되지 않는다는 점에서 가치법칙이 사회주의 기본경제법칙에 복종하는 소극적인 관계로만 남아있지 않게 되었다］。

[39] 市場価格は時々刻々に変わるが、国定価格は一度決めれば、変えるのが極めて難しい。あらゆる物品の価格を決める主体が国家という単一主体で、国家が価格を決める物品は、お互いに一定の比例関係に置かれる。このような状況で、国家が一つの物品の価格を変更すれば、この物品と他のすべての物品の間の比例関係が変化するようになる。そうすると、他の物品の価格をも「変更してくれ」という要求があちこちから出るが、国家はこれを無視しにくい。たとえば、国家が、一応、石炭１kgの値段を1000円と決めてから、これを2000円へ上げた

て、7・1措置は、物価の二重体系を「清算」したのではなくて、「緩和」したことに過ぎない。

2）住民の実質所得にはさほど変化がない。一般的に多数の物品の価

としよう。そうすると、石炭を直接的または間接的に使うすべての経済主体は、関連物品の値段を上げてくれと要請するようになる。たとえば、石炭を使って電力を生産する企業所なら電力料金を上げてくれと要求するようになって、煉炭を生産する企業所なら煉炭料金を上げてくれと要求するようになる（もし電力料金、煉炭料金を上げてやらなければ、当該の企業所は収益が減るようになって、不利な状況に置かれる）。そして、煉炭を家で使う労働者なら賃金を上げてくれと要求するようになる。このように一つの物品の価格が変わって、企業所の収益が減るようになるとか労働者の生活が苦しくなれば、企業所や労働者はその責任が国家にあると見なすのであり、結果に承服しない。社会主義国家はこのような展開を予想しているので、一つの物品の価格を上げてから連鎖的に他のあらゆる物品の価格を上げるよりは、初めから一度決めれば、簡単には価格を調整しない方法を選ぶようになる。そして、社会主義国家では、国定価格が10年も20年も変わらない現象がよく見られる。7・1措置直後、北朝鮮政府がこれから国定価格を随時に変えるかのように言ったが（2002/09/02、キム・ヨンスル（김용술）北朝鮮貿易省次官の発言を参照、「北朝鮮経済政策説明」、『KDI北朝鮮経済レビュー（2002年10月号）』）、これは、実現不可能な話である。一方、市場でも一定の時点においてあらゆる物品の間で比例関係が成立しているし、一つの物品の価格が変われば、この物品と他のすべての物品の間の比例関係が変わるようになる。それでも、市場では、時々刻々に価格変動が起こる理由は何だろうか。それは、価格を変更しうる主体があらゆる供給者であり、変更による結果に各々自ら責任を負うからである。たとえば、石炭の価格を上げるか否かは石炭供給者が決めることができて、その結果（収益の変化）には自ら責任を負う。石炭の価格が上がった状況で電力料金や煉炭料金を上げるか否かは電力供給者、煉炭供給者が決めることができて、その結果には各々自ら責任を負うようになる。煉炭料金の引き上げを根拠に労働者が雇用主に賃上げを要求すれば、ここに応じるか否かは雇用主が決めるようになって、その結果には雇用主が責任を負うようになる、等々。

[40] たとえば、2004年、平壌の〈統一通り市場〉で、米は1kgに240₩、豚肉は1kgに500～750₩で取り引きされているという（『한겨레（ハンギョレ）』、2004/06/16、「北、統一通り市場の穀物価急騰」）。しかし、7・1措置で決められた当該の品目に対する国定価格（米は1kgに44₩、豚肉は1kgに170₩）を再び変更した、という気配はない。

格が変化する場合、他の物品より高い割合で上昇する物品を持っている経済主体は、相対的に利益を得る。しかし、７・１措置の場合、全般的物価および賃金が上がるという状況で、賃金上昇の割合が全般的物価上昇の割合と似ているので、実質所得にはさほど変化がないのである。たとえば、以前は名目上賃金の3.5％ほどを食糧購入に費やしていて、新しい状況では50％ほどを費やすことになったが、実質的な変化はない[41]。

３）おびただしい「通貨膨脹」が起こった。国定価格（物価および賃金）が一気に20倍程度へ上がる状況は、国営流通網で必要な通貨量を20倍へ増やさなければならないということを意味する。たとえば、生産組織である国営企業が急に労働者に18倍も上がった賃金をどう支給するのだろうか。発券銀行である朝鮮中央銀行で貨幣を印刷して企業に供給するほか何がありうるか。このような通貨膨脹は、以前に住民が持っていた貨幣価値が落ちる結果を生む。全体通貨量が何倍へ増えたかは計算しにくいが[42]、住民が以前持っていた貨幣の実質価値が大きく落ちたこと

---

[41] 物価の二重体系を正確に理解しなければ、多くの経済現象を解釈するうえで錯視現象が起こりうる。たとえば、エンゲル係数を考えてみよう。北朝鮮で、7・1措置以前には、賃金のうち食品の購入に支払うお金が、名目上、3.5%に過ぎなかった。しかし、7・1措置以後には、50%まで上がるようになった［7・1措置解説資料（2002：43頁）を参照］。これを、そのまま、エンゲル係数化すれば、3.5%から50%へ変わったということになるが、このような劇的な変化は不可能である。この数値どおりなら、豪華生活をしていた状態から、突然、下流層に落ちたことになる。これは、物価体系が二重構造をなしていた状態から緩和されたことで現われる現象である。以前は、国営流通網で食品の購入に支出できていた3.5%に当たる賃金は、残り全部［96.5%］とほぼ同じ実質価値を持っていたと推論される。したがって、このような物価の二重体系を考慮すれば、エンゲル係数は７・１措置前後にさほど変化がないと言える。

[42] 以前に国営流通網で使われた通貨量と私的流通網で使われた通貨量の割合は正確には分かりにくいため、全体通貨量の変化は見積りやすくはないが、エンゲル係数の計算を利用して推論してみよう。住民が以前に食品費など生活必須品の購入に支払ったと推定される貨幣は、（計算を若干簡単にするため）賃金の５％ほどであったとしよう。これが残り95%の貨幣とほぼ同じ価値を持っていたと言えるので、国営流通網の物価を私的流通網の物価に一致させようとすれば、５％の貨幣量を95%の貨幣量と同じ量へ増やさなければならない。

は明らかである。

４）価格設定の出発点を変えたということは、何らの経済的意味をも持っていない。北朝鮮側では、以前は石炭や電力を価格設定の出発点としたが、７・１措置では米へ変えたと言いながら、これが何か特別な経済的意味を持っているように説明している[43]。しかし、それは何の意味も持っていない。すべての物品の持つ価格は、相対的な割合においてのみ意味があり、このような相対的な割合は、どの物品を出発点として表示しても、同じ意味を持つ。本来的な貨幣であると言われる金を出発点にしても、生産活動で基礎的な石炭のような原料を出発点にしても、日常的大衆生活で重要な米を出発点にしても、相対的な割合がいくらかということが重要なことであって、どの物品を出発点にするのかは何の経済的意味も持っていないのである。

第三に、７・１措置がどのような「効果」を生んでいるかということである。その効果は次のように考えられる。

１）国営流通網の性格が変わってきている。以前、国営流通網は、形式的には物品の売買が成り立つ「市場」であったが、実質的には「配給網」であった。それが、国定価格を現実価格に接近させることで、国営流通網が、正常価格で取引が成り立つ本当の市場に「近付いている」のである。これは「国営流通網の市場化過程」と言える[44]。

この前に賃金を100₩もらったとすれば、95₩はそのまま置いて、５₩を95₩に変えて、新しい賃金は190₩になるわけである。このように推論すれば、全体通貨量は、おおよそ２倍に増えたと推論できる。

[43] “以前、我々は、価格事業で石炭や電力のような根源的原料を価格制定の出発点にして来た。偉大な将軍様が、人民の物質生活で一番優先的で必須なものは食糧であるとおっしゃたように、その価格から正しく決めて、それをすべての価格制定の出発点にするように、賢明な教えをくださった。”［지난 시기 우리는 가격사업에서 석탄과 전력 같은 근원적 원료를 가격제정의 출발점으로 해왔다。 위대한 장군님께서 인민들의 물질생활에서 가장 우선적이고 필수적인 것은 식량이라고 하셨듯이 , 그 가격부터 옳게 정하고 , 그것을 모든 가격제정의 출발점으로 하도록 현명한 가르침을 주셨다]。「７・１措置解説資料」(2002:41頁)。

[44] 国家という経済主体が、農民から等価交換に近い価格で農産物を購買して、同じく等価交換に近い価格で労働者に販売すれば、国営流通網は「国家が運営する市場」に変化するのである。長い間、北朝鮮では、このような国営流通網

２）価格の二重体系を緩和して、私的流通網を無力化させようとする意図とは正反対に、私的流通網が活性化する効果を生んでいる。このような逆説的な現象が起こる原因は二つである。一つは、私的流通網が以前よりもさらに積極的な国家的公認を得ることで、そこで購買、販売活動をするのに心理的な負担が減るようになるということである。もう一つは、相変らず、私的流通網を必要とする経済的原因が存在するということである。私的主体が、消費者としては国営流通網から十分な物資を供給されない状態にあるので私的流通網を必要とし、また供給者としては、（価格の二重体系が緩和されて私的流通網を利用して物品を販売する場合、以前ほどの劇的な利得を得ることはできないが）相変らず、一定の価格差が存在していて、ある程度の利得を得ることができるということである[45]。

また、このように国営流通網に対する政策が変化する過程で、私的流通網に対する政策にも変化が現れていることに注目する必要がある。北朝鮮政府は、長い間、私的流通網を漸進的に清算しようとする路線を取って来たが、７・１措置以後、このような路線にも変化が見える。次のように市場にかなり友好的な多くの政策が現われているのである[46]。

１）2003年３月末に「農民市場」という名称を「総合市場」に変えて、市場に対する国家的公認を高めた。以前にも農民市場が合法的なものと

の「市場化」は望ましくないと見なしていた。金日成は、1985年のある演説で“米を市場価格で売ってもらうような制度を施行すれば、社会主義、共産主義を成果的に建設することができない”［쌀을 시장가격으로 팔아주는 것과 같은 제도를 시행하면，사회주의，공산주의를 성과적으로 건설할 수 없다］と言ったことがある。この発言については、동용승（ドン・ヨンスン、2002、「北朝鮮の変化と北東アジアの構図」、７頁、http://www.kdi.re.kr/home29.hwp）を参照。市場価格で米を収買する場合には、農業部門で生じる剰余価値を国家が統制することができないということが分かっていたからである。そして、このように国営流通網が市場化すれば、国営流通網を維持する誘引が弱くなる。

[45] たとえば、以前は利得が500% であったが、今は30% になったとしても、私的流通網で販売せずに国営流通網に納品する誘引はないのである。

[46] ただし、市場に対するいろいろな政策を総合的に見れば、「両面的で矛盾的」である。自由な市場的取引を時には抑制しようとし、時には育成しようとする政策が交代に現われているからである。

認められてはいたが、この名称は、産業的に遅れている農村だけに制限的に必要であるというような認識を反映していた。また、農民市場は、社会主義の発展と共に消える運命にあると予想された。しかし、総合市場という名称に変えたことは、一般的に必要であるというような認識を反映している。

２）市場で取引されうる物品の範囲を大幅に増やした。この前には穀物を除いた農産物、畜産物程度を取引することが許容されていたが、総合市場という名称を使ってからは穀物、工業製品まで取引できるように許容された。ただし、これは、1990年代の経済難の状況でもう現実で成り立っていた取引を事後的に承認したことでしかない[47]。

３）都市地域で政府が先に立って市場を開設している[48]。たとえば、2003年、平壌市の楽浪区域に〈統一通り市場〉を開設した。以前の「農民市場」は、もう存在していた市場を認めたことに過ぎなかった。しかも、存在していた市場をすべて認めたのではなくて、「一つの郡に農民市場一つ」という基準を決めて、市場の数を減らして統制した。だが、今回は、市場がなかった地域にさえ政府が先に立って市場を開設しているのである。

ところが、このような現象に対する理解で、一つ気を付けなくてはならないことがある。それは、このような市場は、政府が開設して運営を

---

[47] これは、次のような報道から確認できる。“朝鮮では、ずっと前から協同農場の農民が自耕地から出る農産物を売る農民市場があった。「苦難の行軍」時期、農民市場に農民以外の住民が進出して、農産物また他の工業製品を売るようになった。国家が人民生活に必要な物資をろくに供給できない条件では、どうしようもない現象であった”［조선에서는 오래전부터 협동농장 농민들이 텃밭에서 나온 농토산물을 파는 농민시장이 있었다。〈고난의 행군〉 시기 농민시장에 농민들 이외의 주민들이 진출하여 농산물이나 다른 공업제품을 팔게 되었다。국가가 인민생활에 필요한 물자를 제대로 공급하지 못한 조건에서는 어찌할 수 없는 현상이었다］。『朝鮮新報』（2003/12/22）。

[48] “農土産物だけではなく、工業品も取引されうるようになっている、改編された総合市場が、今、我が国のあらゆる所に立てられている”［농토산물뿐 아니라 공업품도 팔고 사게 되여 있는 개편된 종합시장이 지금 우리나라의 도처에 꾸려지고 있다］。『朝鮮新報』（2003/06/16）。

統制するにもかかわらず、基本的な性格が国営流通網ではなくて、「私的流通網」であるということである。このような市場では、物品が（７・１措置で規定した）国定価格で売買されるのではなくて、当該の時点で需要、供給の状況を反映する正常な市場価格で成り立つ。政府が商品別に「限度価格」を設定して、その範囲内で供給者が価格を決める仕組みになってはいるが[49]、この「限度価格」というものが、事実上、市場価格を反映するものである[50]。

このような過程で、市場に対する北朝鮮政府の観点もかなり変わっていると見える。『朝鮮中央通信』が論評で“我々は、このような市場運営が初めてなので、他の国々から専門家養成、経験導入を含めた協助を

[49] これに違反する場合には、処罰される。限度価格以上を受ければ、超過分を罰金として納付し、三回違反すれば店を閉めなければならない。そして、禁止された物品を取引すれば、販売価格の２倍の罰金を納めなければならない。『한겨레（ハンギョレ）』(2004/06/16)。

[50]「限度価格」は、国家が決めるが、一般的な国定価格とは異なる。一般的な国定価格は、国家が購買者としてまたは販売者として取引に参加しながら、当該の物品に対して自ら決める価格である。しかし、限度価格は、市場で需要、供給を反映して成り立つ市場価格をある程度の水準で統制しようとする「行政的指導価格」に過ぎない。次の事例を参照すれば、この事情が分かる。

【# ５】価格の比較（単位 : 北朝鮮 ₩）

		国定価格（2002.07.01以後）	2003 羅津市場	
			限度価格（2003.04.29）	実際価格（2003.09）
米	kg	44	190	200
トウモロコシ	kg	24	100	
小麦粉	kg	20	200	150
豚肉	kg	170	500	
タマゴ	個		40	44
塩	kg		30	30

※出典および解説：国定価格は、2002年７・１措置で調整されたもので、以後、全国共通で国営商店において適用される。これは、再び調整がない限り有効であり、その以後、調整があるという話はない。限度価格は、2003年羅津市場に対して2003年４月29日に行政当局が告示したものである。実際価格は、2003年９月に日本の〈環日本海経済研究所〉(ERINA) が現地調査したものである。『edaily』(2003/10/17) を参照。

できるだけ受けようと思っている”[51]と表明しているし、『朝鮮新報』(2003/06/16) が“農民市場を総合的な消費品市場へ拡大する措置は、工業製品も取引されている今日の現実に相応しく採択した措置と見ることもできるが、もっと重要なことは、一連の経済改革の延長線で市場の機能に対する観点の転換が行われたということにあるでしょう”[52]と指摘していることから窺える。これは、今後、さらに市場が活性化する可能性を見せてくれている[53]。

［補論］2009年11月の「貨幣改革」

北朝鮮では、2009年、「貨幣改革」が行われたと報道された。ここでは、その内容を整理し、その意味を考えてみることにする。

まず、その内容を見れば、それは、基本的に、貨幣を新しく発行して、「旧券」と「新券」を「交換」するようになったということである。その際、基本的に、旧券と新券を「100：１」の比率で交換するという[54]。これは、何を意味するのか。

もし、今回の貨幣交換で、全ての旧券に対して100対１の比率で交換してあげて、全ての財貨（サービスを含む）の表示価格を「１/100」に

---

[51] [우리는 이런 시장운영이 처음인 것만큼 다른 나라들로부터 전문가 양성, 경험 도입을 비롯한 협조를 가능한 껏 받으려 하고 있다]。『朝鮮新報』(2003/06/16) に転載。

[52] [농민시장을 종합적인 소비품 시장으로 확대하는 조치는 공업제품도 거래되고 있는 오늘의 현실에 맞게 취한 조치라고 볼 수도 있지만, 보다 중요한 것은 일련의 경제개혁의 연장선에서 시장의 기능에 대한 관점의 전환이 이루어졌다는 데 있을 것이다]。

[53] 1990年代中盤の経済難を経て、既に市場取引が北朝鮮住民の消費生活で占める比重は非常に高くなっていると知られている。たとえば、오승렬（オ・スンリョル、2000、97頁）は、一般住民が1990年代末に主穀の60%、生活必需品の70%程度を全国的に散らばっている約300～350個に至る農民市場で購入していると推定している。

[54] この点で、「貨幣改革」という外部の名づけより、「貨幣交換」という北朝鮮側の名づけが事実をもっと正確に表している。『朝鮮新報』(2009/12/04) は、「朝鮮で新しい貨幣発行、交換事業を進行（조선에서 새 화폐 발행, 교환사업 진행）」という題目で報道している。

変えるとしたら、それは、ほぼ、何の経済的意味も持てない。ただ、財貨の額面価が「１/100」に変わるだけである[55]。これが、一般的に貨幣交換によって生じる現象である。しかし、今回の北朝鮮の貨幣交換は、そのような単純な額面価の変化を意図しているのではない。それは、いくつかの「細部指針」から分かる。

一つめの細部指針は、交換比率が必ず「100：１」ではない、ということである。人々が現金の形で持っている場合にはこの比率を適用するが、貯金の形で持っている場合には、「10：１」の比率を適用するという[56]。これから、現金を持っている人々に不利に作用することが分かる。

二つめの細部指針は、交換に当たって、個人別、家族別に現金交換の「限度額」が設定されているらしい、ということである[57]。これから、個人別、家族別に一定の限度を超えて持っている現金は、10対１の比率に変えてもらう条件で貯金するか、無効になるかの選択を迫られることが分かる。

---

[55] 若干の意味がありうる場合は、次の二つであろう。一つの場合は、財貨の表示価額があまりにも大きくなって、不便であると感じている場合である。そのような場合、それを「正常」に戻すという心理的効果がありうる。短期間の急激な貨幣増発によって、慣れてきた価額の大きさから一時的に離れたという感じがする場合である。北朝鮮では、2002年の経済管理改善措置以後、かなり大きな貨幣膨張があったので、この場合に当たるかも知れない。しかし、後述の状況を見れば、当局はそれを狙っているのではない。もう一つの場合は、貨幣の実質価値があまりにも低くなって、貨幣が「重過ぎる」と感じる場合である。たとえ、壁紙１kgを買うため、紙幣１kgを支払うとしたら不便であろう。しかし、北朝鮮では、貨幣の実質価値がかなり低くなったとはいえ、その程度ではない。

[56] “現金は、100対１で交換してあげたが、個人が銀行に貯金した分は、10対１で交換してあげた。”『朝鮮新報』(2009/12/04)。

[57] “北朝鮮は、今回の貨幣改革で旧券と新券を100対１で交換してあげる代わりに、個人別、家族別の交換限度を設けて、残りの現金は強制貯金を通じて、事実上、国家に献納するようにした。”［북한은 이번 화폐개혁에서 헌 돈과 새 돈을 100대1로 교환해주는 대신 , 개인별 가구별 교환　한도를 두고 나머지 돈은 강제저축을 통해 사실상 국가에 헌납하도록 했다］『世界日報』(2009/12/25)。なお、このような細部指針は、北朝鮮側の発表には見当たらない。

三つめの細部指針は、貨幣交換が行われた後、給料の表示価額が変わらない、ということである。たとえば、旧券で2000ウォンをもらっていた労働者には新券でも2000ウォンを支給するということである。これから、事実上、既存の貨幣の総価値が下がることが分かる。

以上のような三つの細部指針から、北朝鮮政府が狙っているのは、全ての財貨の単純な表示価格の変動ではなくて、民間の通貨量を減らすことであり、また、それを差別的に減らすことであることが分かる。それを、現金より貯金を優待し、既存の貨幣より新しい労働提供を優待する形で「誘導」しているのである。これはどのような経済的、政治的意味を持つのか。

まず、既存の民間の通貨量を全体的に減らそうとする当局の意図に注目すべきである。今回の特殊な貨幣交換措置によって、既存の貨幣は、ほぼ無くされることになる。ところが、既存の貨幣より新しい労働提供を優待する形で実施することによって、労働者の反発の和らげ、ひいては、労働者の利益になるかのように装っているので、錯視現象が起こりやすい。

貨幣交換の瞬間、人々が持っている現金の量が一般的に１/100に減るので、その時点で貨幣価値は100倍になる。しかし、この価値を維持させようとすれば、すべての財貨の額面価が以前の１/100に変わらなければならない。しかし、細部指針として、北朝鮮当局は、労働者には以前の水準の給料を支給すると発表した。

それは、最初には、賃上げのように見える。価値の高い新券で以前と同じ額面価の給料をもらうからである。しかし、時間が経つにつれ、逆の効果が著しくなる。通貨量が、かなり早く貨幣交換以前の水準に近づくようになり、そうすることによって、新券の価値は旧券の価値に近づくようになる。そうすると、貨幣交換の瞬間、額面価として、１/10に減っていた貯金と１/100に減っていた現金は、実質価値まで、ほぼその程度に減ることになる。つまり、最初には賃上げのように見えるが、時間が経つにつれ、賃金はほぼ同じで、以前の貯金はほぼ１/10に減り、現金はほぼ１/100に減るようになる。

続いて、現金の流通を減らそうとする当局の意図に注目すべきである。北朝鮮で民間が持っている貨幣は、普通、現金か貯金である。その中で

当局は、特に、現金を減らそうとしているのである。現金を、ほぼ1/100に減らすことを意図し、貯金すれば1/10に減る形で逃げ口を用意して、反発を和らげようとしている。

このような二つの当局の意図からその政治的意味が分かる。北朝鮮では経済難の状況で貨幣が増発され、また、公認されたか黙認された私的経済活動がかなり広く現れて、一部の人々はかなり多額の現金を儲けるようになった。これは、国家が統制できない経済活動の領域が広がることを意味する。改革路線を実行する場合、それは当局が予想する現象であり、また、認める現象である。ところが、北朝鮮の場合は、私的経済活動に対する否定的立場がかなり強い。深刻な経済難の状況で私的経済活動をかなり認めながらも、それを警戒して来たのである。そして、今回の措置は、その警戒の側面が強く作動したと言える。「成功的」な私的経済活動の結果を、ほぼ無効化しようとしているのである。

また、貨幣交換と一緒に行われた「外貨使用禁止」措置も注目に値する[58]。北朝鮮では、1991年以後、徐々にドルなど外貨が取引で使われるようになった。北朝鮮の貨幣の安定性が低い条件で、安定性の高い外貨が直接使われたのである。そのような現象について、北朝鮮当局は、今まで、容認して来た。しかし、貨幣交換措置と共に、外貨を直接使うことを禁止し、必ず朝鮮貨幣に変えて使うことと定めたのである。つまり、今までは経済難の条件でやむを得ず容認して来たが、経済が回復の道に乗ったと判断し、私的経済活動に対する統制を強める措置の一部として行われた。

では、このような措置は、どのような効果をもたらすか。まず、私的経済活動が萎縮されるはずであり、それによって、経済回復が遅くなるであろう[59]。北朝鮮当局は、最悪の状態は過ぎたと判断し、これからは

---

[58] “これからは、一切、商店、食堂などで外貨を使う現象がなくなる。外国人か海外同胞が行く商店、食堂でも、貨幣交換所で外貨を朝鮮貨幣に変えてから、（朝鮮貨幣を）使うようになっている。すぐ、そうなる”［앞으로는 일체 상점, 식당들에서 외화로 주고받는 일이 없어지게 될 것이다. 외국인이나 해외동포들이 가는 상점, 식당에서도 화폐교환소에서 외화를 조선돈으로 교환하여 쓰게 되어 있다. 인차 그렇게 될 것이다］。『朝鮮新報』(2009/12/04)。

[59] このような措置について、北朝鮮としては「悪くない選択」と評価する見

私的経済活動に頼ることではなくて、国家が組織する公的経済活動によって経済回復を図ろうとしているようである。しかし、果たして、そうなるか。今までの経験からそのような期待は外れると推測できる。そして、そのような、私的経済活動を抑制しようとする措置が否定的な結果をもたらすと確認されると、再び私的経済活動を活性化する措置を取らざるを得ないであろう。そして、今回の貨幣交換措置は、ほぼ20年の私的経済活動の結果を無効化しようとする「正統主義的反動」であるが、必ずしもそれが続くとは予断できない。恐らく、ジグザグの過程の一部分であろう[60]。

解がある。たとえば、ホン・シュンジク（홍순직）現代経済研究院首席研究員は、“生産要素の中で「労働」しか活用できない状況で、北朝鮮政府が労働力を提供する住民の心を捕まるための戦略として悪くない選択である”［생산요소 가운데 노동밖에 활용할 수 없는 상황에서 북한 정부가 노동력을 제공할 주민들의 마음을 잡기 위한 전략으로 나쁘지 않은 선택이다］と評価した（『世界日報』2009/12/25）。しかし、そのような評価は、北朝鮮の経済の回復の動力に対する誤解に基づいている。経済難を和らげ、そこからある程度脱出できたのは、主に、韓国と中国などの外部の支援と内部の私的経済活動の拡大があったからである。また、北朝鮮が、今後、経済回復を遂げるためにも、対外関係の改善を通じて外部の協力を得ることが必要であり、また、内部の私的経済活動を徐々に拡大させることが必要である。北朝鮮が活用できるのは、国家が組織する経済活動で動員される住民の労働だけであると判断するのは、失敗を繰り返す道を想定することであろう。

[60] 早くも、その否定的効果が指摘され、それを是正するための特別な会議があったという報道がある。“最近貨幣改革の失敗による経済的混乱を片付けるため、去る１月末頃、チャン・ソンタク労働党行政部長の主宰の下で、経済専門家数十名が江原道元山市のある場所に集まって数日間会議を行った”［최근 화폐개혁 실패에 따른 경제적 혼란을 수습하기 위해 지난 1월말쯤 장성택 노동당 행정부장 주재로 경제전문가 수십 명이 강원도 원산시 모처에 모여 며칠 동안 회의를 했다］。『노컷뉴스（ノカットニュース）』（2010/02/13）。また、貨幣交換措置を担当した労働党の計画財政管理部長が更迭されたという報道があって（『連合ニュース』2010/02/03）、ひいては、その担当者のパク・ナンキ（박남기）が銃殺されたという衝撃的な報道もある（『連合ニュース』2010/03/18）。このような報道がどこまで事実か不明であるが、少なくとも、その否定的効果がもう現れていて、誰かが責任を負わなければならない状態で

5．終わりに

これまでの議論を要約し、以後の変化の可能性を展望してみることで論文の終わりにすることにする。

まず、北朝鮮経済体制を分析するための方法論については、次のように言える。

1）ある経済体制について分析する際、まず、分析の「対象」を確定する必要がある。それは、経済体制の「三つの次元」で、それらは、「経済体制全体」、経済体制のある「部分」、経済体制のある「現象」である。

2）ある経済体制全体を対象とする場合、その状態や変化を表す何らかの「指標」（mark）を設定し、それらを評価するのが適切である。それらは、「私的経済活動」の問題、「体制の開放」の問題、「経済成長」の問題として設定できる。経済体制のある「部分」を対象とする場合、適切な体制の「分割法」を利用する必要がある。分割法の一つは、経済体制を「上下関係」として分けることで、「国家、理念・政策、現実経済」として設定できる。分割法のもう一つは、経済体制を「並列関係」として分けることである。たとえば、地域的に分割する方法、産業別に分割する方法などがある。経済体制のある「現象」を対象とする場合、その現象をよく表す指標を設定する必要がある。

3）北朝鮮の指導部が、元々、どのような「国家運営戦略」を持っていたかを把握しておくと、その経済体制の変化を理解するのに役に立つ。北朝鮮の指導部は、目標としては、国家的自立と自主、政治的抑圧の撤廃、経済的搾取の清算と経済成長という四つを、手段としては、自立的民族経済の建設と私的経済活動が消滅した理想的な社会主義体制の二つを考えていた。

続いて、生産組織の変化については、次のように言える。

4）生産組織の変化は、大きく二つの段階に分けて理解できる。第一段階は、生産組織を社会主義的に改造する過程で、第二段階は、確立された社会主義的生産組織を修正する過程である。

5）生産組織を社会主義化する過程は、10年余りのごく短い期間

あることを物語っているとは言える。

（1945.8 ～ 1958.8）に基本的に完了した。

６）以後、経済体制の構造的側面は、大きな変化なしに持続してきたが、1990年代初盤に社会主義圏が崩壊、解体すると、一定の変化が現われるようになった。以前には否定していた「土地賃貸制度」を取り入れ、農業およびサービス業部門で私的生産活動と自律的領域が少しずつ拡大していて、国有企業の活動で自律性を高める措置が漸次現われている。このような変化は、微弱ではあるが、私的経済活動を部分的に活性化する改革的流れとして見ることができる。

続いて、流通構造の変化については、次のように言える。

７）北朝鮮は、流通分野において私的流通網の清算を志向点として設定して、漸次的に私的流通網を縮小しようとする政策を実施してきた。しかし、1980年代後半以後、経済が沈滞状態に陥いると、私的流通網が徐々に活性化して、1990年代以後、社会主義圏の崩壊、解体による経済難の状況でもっと活性化するようになった。このような状況で、2002年７月１日、「生活費および全般価格の調整措置」が発表されてからは、このような傾向がもっと明らかになっている。

続いて、補論として論じた2009年の「貨幣改革」については、次のように言える。

８）その内容を見れば、基本的に、貨幣を新しく発行して、「旧券」と「新券」を「交換」することである。その政治的意味は、その間、活性化した私的経済活動で「成功的」であった人々が儲けた現金をほぼ無効化しようとすることである。

以上の考察から以後、北朝鮮の生産組織と流通構造での変化の可能性は、次のように展望できよう。

９）北朝鮮の指導部は私的経済活動を清算しようとする理念的志向をかなり強く持っているらしい。それは、私的経済活動を制限する要因として作用する。しかし、それによって経済成長が妨げられたことも認識しているはずである。そして、やむを得ず私的経済活動を部分的に活性化する必要があると感じているようである。これは私的経済活動を活性化する要因として作用する。この二つの要因が以後の変化を主に規定するであろう。つまり、生産組織と流通構造において、時には私的経済活動が制限され、時には奨励されよう。このような過程で私的経済活動を

安定的に活性化する必要があると認められると、本格的な改革的措置が取られるかも知れない。

（終）